

## 反社会的勢力の排除に関する確認書

東京都電設工業企業年金基金 御中

所在地：

名称：

事業主：



東京都電設工業企業年金基金会館（以下「基金会館」という）の利用に関し、政府が公表している「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」および東京都の「暴力団排除条例」を踏まえて、東京都電設工業企業年金基金（以下「基金」という）に対し、次の通り確約します。

第1条 当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （1）当社の代表者、取締役、責任者および実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であること。
- （2）当社の経営に反社会的勢力が実質的に関与していること。
- （3）当社が反社会的勢力を利用していること。
- （4）当社が反社会的勢力に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与し、または反社会的勢力から資金等を提供され、もしくは便宜を供与されるなどの関与をしていること。
- （5）当社が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

第2条 当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを表明し、確約する。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- （4）基金の名誉や信用等を毀損する行為
- （5）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて基金の業務を妨害する行為
- （6）その他前各号に準ずる行為

第3条 当社は、基金会館を利用する当社の関係会社または当社が委託する会社等が第1条および第2条の各号に該当するものではないことを確約する。

第4条 当社が第1条から第3条に違反していると基金が合理的に判断した場合には、当社と基金の間で締結したすべての契約を解除し、当社との取引を終了することを承諾する。

第5条 基金において、前条により当社との契約を解除したことで当社が不利益を被った場合であっても、当社は基金に対して何らの損害賠償請求をしない。また、一方で基金に損害が発生した場合には、当社が賠償債務を負担することを確約する。